「いわてコメ活プロジェクト」キービジュアルの利用に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、「いわてコメ活プロジェクト」キービジュアル（以下「キービジュアル」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（キービジュアルの種類）

第２条　利用できるキービジュアルの種類は、以下のとおりとする。

⑴　「いわてコメ活プロジェクト」キービジュアル　昼 ver.　別記のとおり

⑵　「いわてコメ活プロジェクト」キービジュアル　夕方 ver.　別記のとおり

（権利の保有者）

第３条　キービジュアルに関する一切の権利は、いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会（以下「協議会」という。）に属する。

（利用上の制限）

第４条　キービジュアルの利用については、商業目的（キービジュアルを商品、販売促進用の景品等に利用する場合）により利用する場合を除き、原則として利用の申請を要しない。

２　協議会は、キービジュアルの利用が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、キービジュアルを利用する者（以下「利用者」という。）に対し是正を求めることができる。

⑴　法令又は公序良俗に反するおそれがある場合

⑵　岩手県産米の信用又は品位を害するおそれがある場合

⑶　第三者の利益を害するおそれがある場合

⑷　特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがある場合

⑸　社会問題についての特定の主義又は主張に当たるおそれがある場合

⑹　キービジュアルの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合

⑺　キービジュアルのイメージを損なうおそれがある場合

⑻　キービジュアルの色、形等が適当でない場合

⑼　その他協議会が不適当と認めた場合

３　協議会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、キービジュアルの利用を禁止することができる。

⑴　前項による是正を求めたにもかかわらず、是正の見込みがないと認められる場合

⑵　前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要する場合

（商業目的利用の申請）

第５条　商業目的によりキービジュアルを利用しようとする者は、あらかじめ「『いわてコメ活プロジェクト』キービジュアル利用申請書」（様式第１号）に次の書類を添えて、協議会に提出し、その許諾を得なければならない。

⑴　会社概要等、申請者の事業内容が分かる書類

⑵　キービジュアルの利用内容が分かる完成見本

⑶　その他協議会が必要と認める書類

（商業目的利用の許諾）

第６条　協議会は、前条に基づく利用申請があった場合は、その内容を審査し、その内容が第４条第２項に掲げる事項のほか、次の各号のいずれかに該当せず、かつ、岩手県産米の消費・利用拡大に寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をするものとする。

⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条の各項に定める営業を行う者が利用する場合

⑵　利用申請の内容又は責任の所在が不明瞭と認められる場合

⑶　虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあると認められる場合

⑷　その他協議会が不適当と認めた場合

２　この場合において、協議会は必要があると認める場合には、キービジュアルの利用方法その他について、条件を付することができる。

３　第１項の規定による許諾は、「『いわてコメ活プロジェクト』キービジュアル利用許諾書」（様式第２号）をもって行うものとする。

４　キービジュアルの利用許諾の期間は、許諾した日から３年を経過する日の属する年度の末日を超えないものとする。

（利用料）

第７条　キービジュアルの利用料は無料とする。

（遵守事項等）

第８条　利用者は、キービジュアルを利用する物件の利用にあたっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故又は苦情等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに協議会に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、協議会は一切の責任を負わない。

２　第６条により許諾を受けた利用者（以下、「商業目的利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　許諾された用途のみに利用し、利用条件に従うこと。

⑵　許諾された権利（以下「利用権」という。）を第三者に譲渡し、又は再許諾しないこと。

⑶　キービジュアルを利用する物件の完成見本を速やかに協議会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

（商業目的利用の期間の延長）

第９条　商業目的利用者は、利用許諾の内容を変更することなく利用許諾期間を越えて引き続き利用しようとする場合は、あらかじめ「『いわてコメ活プロジェクト』キービジュアル利用延長届」（様式第３号）を提出するものとし、当該提出をもって、許諾を受けたものとする。

２　前項の規定に基づき、利用期間を延長する場合において、延長に係る利用期間は、当該利用期間の初日を含む年度から起算して３年度を超えることができない。

（商業目的利用の許諾内容の変更）

第10条　商業目的利用者が、許諾されたキービジュアルの利用の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ「『いわてコメ活プロジェクト』キービジュアル利用許諾内容変更申請書」（様式第４号）を協議会に提出し、その許諾を得なければならない。

２　協議会は、前項に規定する変更申請書が到達した場合、その内容を審査の上、適当と認めるときは、これを許諾し、「『いわてコメ活プロジェクト』キービジュアル利用内容変更許諾書」（様式第５号）を交付する。

３　第４条から第８条までの規定は、前項の場合に準用する。

（違反に対する処置）

第 11 条　協議会は、キービジュアルの利用がこの規程及び許諾内容（第９条の規定による期間の延長の許諾及び第 10 条の規定による変更の許諾があったときは、その期間延長後及び変更後のもの。）に違反していると認められる場合は、その旨を通知するとともに、その是正を求めるほか、当該許諾を取り消し、当該許諾に係る物件の回収その他の措置を求めることができる。

２　前項による通知を受けた者は、キービジュアルの利用を直ちに中止するものとする。

３　第１項の規定による許諾の取消しは、「『いわてコメ活プロジェクト』キービジュアル利用許諾取消書」（様式第６号）をもって行うものとする。

４　第１項の規定により許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件においてキービジュアルを利用してはならない。

５　第１項の規定により、当該許諾に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許諾に係る物件を回収しなければならない。

６　協議会は、第１項の規定による許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（利用の非独占性）

第 12 条　この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキービジュアルを利用する権利を付与し、又は商品、利用者等について協議会の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第 13 条　協議会は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用者がキービジュアルを使用することに伴う経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第 14 条　協議会は、キービジュアルの利用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

２　利用者は、キービジュアルを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

３　利用者は、キービジュアルの利用に際して故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

（利用状況の報告）

第 15 条　協議会は、利用者に対し、キービジュアルの利用状況について調査を行い、又はその利用状況を証する書類の提出を求めることができる。

（情報の公開）

第 16 条　協議会は、広く利用促進を図る観点から、キービジュアルの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

（事務）

第 17 条　この規程に関する事務は、協議会が行う。

（補則）

第 18 条　この規程に定めるもののほか、キービジュアルの利用に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附　則

この規程は、令和８年 11 月 18 日から施行する。